

## 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 法 学 ）	氏名	野間 小百合												
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当														
<p>論 文 題 目</p> <p style="text-align: center;">国際著作権法の研究</p> <p style="text-align: center;">－国際特許法との対比において－</p>															
<p>論文審査担当者</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">主 査</td> <td style="width: 10%;">教 授</td> <td style="width: 50%;">相澤 吉晴</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>西谷 元</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> <tr> <td>審査委員</td> <td>教 授</td> <td>中坂 恵美子</td> <td style="text-align: right;">印</td> </tr> </table>				主 査	教 授	相澤 吉晴	印	審査委員	教 授	西谷 元	印	審査委員	教 授	中坂 恵美子	印
主 査	教 授	相澤 吉晴	印												
審査委員	教 授	西谷 元	印												
審査委員	教 授	中坂 恵美子	印												
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>第1部においては、「国際著作権法」の分野が対象とされる。まず、著作権の帰属の準拠法については、著作権自体の問題として、ひいては権利の享有の問題として捉えられ、ベルヌ条約14条の2第2項(a)号の規定は、保護国法によるとする抵触法規定ではなく外人法規定であり、効力については内国民待遇の原則によるとする規定であるとされる。すなわち、後に述べるように、結果的には、本源国法と内国法との累積的適用となるのである。次に、問題とされるのが、著作権譲渡の準拠法についての問題である。著作権譲渡に関する準拠法決定に関しては、債権的法律行為と物権的法律行為とを区別し、前者については契約準拠法(法適用通則法7条、8条、9条)により、後者については、著作権自体の準拠法によりベルヌ条約が抵触法規定を含むとして、本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則(同条約14条の2第2項(c)号)によることになる。さらに、問題とされるのが、著作権侵害の準拠法についての問題である。同条約5条4項は、著作物の本国が変動する旨の規定を置いている。まず、未発行著作物の場合には、作者の本国(同条約5条4項(c)号)、発行著作物の場合には、著作物の最初の発行地(同条約5条4項(a)号)が著作物の本国となる。さらに、最初に著作物が発行された場所において当該著作物の著作権が成立しない場合には、同時に発行された著作物の場合が問題となり、保護期間の短い国が本国となる(同条約5条4項(a)号)。このような著作物の本国を起点とし、そこでの要件を備え権利が成立すれば著作物の本源国が決定される。次に、同条約は、5条1項においては、著作物の本国以外の同盟国における外国人の権利の享有に関する内国民待遇の原則を、5条2項3文においては、著作物の本国以外の同盟国における効力についての内国民待遇の原則(外人法規定)を規定している。また、5条3項2文においては、著作物の本国における外国人の権利享有に関する内国民待遇の原則を規定している。さらに、同条約5条2項1文においては、無方式主義が規定され、この規定こそが、まさに本源国法主義の根拠となる規定である。すなわち、著作物の本国における形式的成立要件(方式としての登録・納本)は不要であり、実質的成立要件に関しては満たさなければならないとする条約上の抵触法規定を置くことにしたものである。しかしながら、本国で方式を満たしていない著作権を内国において保護することになるという矛盾が存在することになるため、ベルヌ条約5条2項2</p>															

文は、権利独立の原則を規定した。これは、通説の理解とは異なり、方式からの独立を意味している。これによって、本国で方式を欠いて権利が成立していなくとも、その他の同盟国においては保護されることになる。同条約5条2項3文は、通説によれば保護国法主義を定めた抵触法規定と解されているが、この規定は外人法規定であると解される。ベルヌ条約7条8項は、保護期間に関する規定を置き、原則として内国民待遇の原則によるとしながら、同条但し書の規定は著作物の本国における保護期間を超えることはないとし、この規定も本源国法主義を採用していることの一つの根拠である。最後に、問題とされるのが、インターネットにおける著作権侵害の準拠法についての問題である。この問題に関しては、WIPO著作権条約がベルヌ条約の2条から6条を準用しているので、WIPO著作権条約の構造も本源国法主義と効力についての内国民待遇の原則との組み合わせであると考えられる。ただし、著作物の最初の発行地を、著作権者が最初にデータをアップロードしたサーバーの所在地であると考えられることになる。第2部においては、「国際特許法」の分野が対象とされる。まず、職務発明の準拠法については、①特許を受ける権利の帰属、②移転、③対価請求権が問題となる。この場合には、職務発明の問題を物権的法律行為の問題であるとして性質決定し、特許を受ける権利の準拠法により、特許権自体の準拠法を類推適用することになり、特許権侵害と同様に、権利付与国法と相対的属地主義との組み合わせによるのが妥当であると考えられる。次に、特許権侵害の準拠法の決定に関しては、ベルヌ条約の5条2項3文が著作物の本国以外の同盟国における内国民待遇の原則を規定しているのに対して、パリ条約に規定されている属地主義の原則は、権利付与国である内国における内国民待遇の原則であるということである。このことが意味することは、結果的には、パリ条約においては外国において成立した特許権の効力が内国に及んできたとしても承認しないという（不承認の意味での）属地主義を採用しているということである。そのことから、さらに、権利付与国法主義、つまり、抵触法上の属地主義の原則が導かれる。したがって、パリ条約は、権利付与国法主義と相対的属地主義との組み合わせを規定していると考えられる。この点、著作物に関するベルヌ条約は、その構造として本源国法主義と相対的普遍主義との組み合わせを規定しているものであるという結論が導かれる。以上が博士論文の要旨である。申請者は、論文を広島法学に投稿する傍ら、「ベルヌ条約と抵触法」（第9回著作権・著作隣接権論文募集〔公益社団法人著作権情報センター〕佳作入賞）、「著作権譲渡の準拠法について」（公益信託山田学術奨励基金助成対象論文）、「インターネットにおける著作権侵害の準拠法について」（第27回電気通信普及財団学生賞佳作入賞）「国境を越えた発明の法的保護—地財戦略の観点から—」（第5回東和知的財産研究所懸賞論文優秀賞）の博士論文を構成する各論文について受賞を重ねるとともに、2013年1月25日開催の日本国際著作権法学会（ALAI）の研究大会において、「送信可能化権と属地性」という題目のもとに博士論文の骨格部分について研究発表も行っている。これまでの我が国の先行研究においては、特許権および著作権は一括して「知的財産権」の枠組みのもとで属地主義に基づいて保護国（利用行為地国）法主義による傾向が支配的であった。しかし、このような通説に対して、英・独・仏語の語学力を駆使してベルヌ条約の変遷の緻密な考察を試みる一方、「登録を要する特許権」と「登録を要しない著作権」の本質的な相違に着目して、著作権の準拠法決定と特許権の準拠法決定を対比する形で、著作権の帰属、譲渡、侵害の準拠法の各テーマにおいて著作権の普遍性に基づいて新たな知見を提示したものとして十分な評価に値する。以上、審査の結果、本論文の著者は博士（法学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。